

岩手県職労

月2回刊=1556号
2020年5月15日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジョー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

県職連合第28回・県職労
第124回定期大会の日程は
変更になります。
●6月20日(土)13時～
●盛岡市「勤労福祉会館」

在宅勤務の検証・課題改善を

「新しい生活様式」を踏まえた在宅勤務制度導入

制度導入の課題は県職労へ

当局は、緊急事態宣言期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月30日から5月15日にわたり交代勤務を導入した。5月15日、当局は新型コロナウイルス対策の「新しい生活様式」への適用に向けて、在宅勤務要領を改正、同日施行した。新型コロナウイルス対策の長期化が懸念されるなか、これまでの在宅勤務で生じた課題検証と改善が不可欠だ。

「在宅勤務の概要」

概要は下表のとおり。5月15日までは出勤者を5割程度の抑制することが目標とされたが、直近内容では抑制目標はなくなった。感染症対策に加えて、子育て・介護等との両立の観点も加わっている。なお、県内での新型コロナウイルスの罹患に備え、人事課長が特に必要と認められる場合も対象とし、状況に応じて実施地域・期間を定めるとした。

「在宅勤務上の課題」

職員の間でパソコンを使用している業務となっている。そのため、自宅での作業に苦慮した。また、セキュリティの関係上、行政文書やデータの持ち出し制限もあり、管理に不安もある。通信費や光熱費等も自己負担が発生した。在宅勤務できるパソコン環境の整備はもとより、職員の自己負担が発生しない仕組み等を構築すべきである。

「今後の対応」

在宅勤務導入で明らかとなった職員・職場の負担解消や諸課題を改善させることこそが重要だ。県職労は諸課題を集約し、当局と協議を進めていく。各職場での課題は県職労に一報を。

難局克服し労働者を軸とする安心社会へ

5・1連合岩手メーデー街頭演説

5月1日はメーデー。特にも今年は1920年に上野公園で開始されてから100周年の節目の年となる。メーデーは1886年5月1日に低賃金と長時間労働に苦しめられていたアメリカの労働者が8時間労働制を求めゼネストを行ったのがきっかけ。「8時間は労働、

8時間は休息、そして残りの8時間は自分たちの自由な時間のために」がスローガンで、労働者最大の祭典だ。連合岩手主催の第91回岩手県中央メーデーは、新型コロナウイルス感染症予防のためやむなく中止となったものの、メーデーの意義

を振り返り、新型コロナウイルス感染症対応の中で労働者の働き方の課題を訴えるため、盛岡市内で街宣行動が行われた。八幡連合会長は、「今世紀はコロナの脅威を受け、経済、社会、雇用が深刻な事態。連合はコロナ課題に対して労働局をはじめ関係



▲第91回県中央メーデー集会が中止になり、メーデーの意義について県庁前で街宣する八幡連合会長

「会計年度任用職員」組織化に係る

県職労規約等の一部改正(案)の概要

大会に向け組合員の積極的な意見を

会計年度任用職員の組織化を進めているが、組合費をはじめ、県職労規約等の諸規定の整備を行うとしており、3月1日県職労第123回臨時大会で組織討議案が可決されている。規約整備に向け、組合員の意見を願う。

大会に向け組合員の積極的な意見を

●組合費(月額)

県職労規約上に「大会で別に定める」と設け、大会決議において決定する。

《大会決議事項》
1,500円を基本とし、月額報酬が一定水準以上の場合は報酬水準に応じ100円を加算(最大1,800円)

●県職労総合共済

会計年度任用職員向けの取り扱いを新設。

《取り扱いの概要》
自治労共済基本型と同様の給付内容(本人・家族等の死亡、結婚、火災等の住宅災害時の給付、退職後年金(3年以上加入時)等)とし、掛金は月額300円(初回のみ出資金100円を加算)。加入月から徴収する。

●規約等の改正時期

定期大会で決議し、県職労規約に於いては組合員の信任投票を経て決定(他の諸規程類も県職労規約成立を条件に施行)。その間の組合費は免除。

【新型コロナウイルス感染症対策等に係る新たな在宅勤務の概要】(5月15日一部改正)

項目	内容
対象	・子育てや介護等と仕事の両立を図るために、所属長が必要と認める職員 ・各種感染症の感染防止のために、所属長が必要と認める職員 ・人事課総括課長が特に必要と認める職員(新型コロナウイルスの罹患状況を踏まえて交代勤務の導入を示す。実施地域・期間は罹患状況を踏まえ、別途通知)
期間	・5月16日から ・実施期間は1日以上で1か月以内(週に1日以上は勤務先での勤務) (4月30日～5月15日間は出勤者の抑制のために導入・実施)
手続き	・在宅勤務を希望する職員は在宅勤務実施申請書を所属長に提出 ・職員は在宅勤務業務計画書を所属長に提出 ・実施後は在宅勤務業務報告書を所属長に提出
実施業務	・所属長が決定
サービス	・自宅への出張扱い(出張旅費は支給なし)。 ・開始時・終了時は所属長等にデスクネットメール等で報告。 ・超過勤務命令はしない。
通勤手当	・原則として全額支給
費用負担	・自己負担とする。 (私用パソコンの電気代、インターネット回線使用料等を想定)
個人PC利用の要件	・サポート期間内の最新のOSアプリケーション、最新のセキュリティソフトの導入。 ・業務内容が他者に触れない措置を講ずる。
文書・端末等の取り扱い	・行政文書の持ち出し、USBメモリ等のデータ持ち出しを禁止。 ・個人文書、データの持ち出しは、管理簿に記録し所属長の許可を得る。 ・電子メールで職員所有パソコン等の個人アドレスに送信。 ・作成データは電子メールで職員の個人アドレスあて送信。 ・パソコンに残されたデータは確実に消去。

第五世代

GWはステイホーム。そんな方も少なくない。貴重なリフレッシュの機会もコロナウイルス感染防止のため台無しに。感染症対策に従事する職員は休日出勤となり、長時間労働を強いられる▼労働者の祭典メーデーや憲法記念日の集会も中止を余儀なくされた。三密防止のため集合での取り組みも見合わせとなっているなか、働く人が孤立しない取り組みこそ求められるといえる。労働組合は一人一人の助け合いで成り立つ。通常活動は制約されるが、「離れてつながる」ことが大切な時期といえる▼労働安全衛生の専門家は新型コロナウイルスの拡大は人災ともいえると主張する。これまでの間、全国の保健所で公衆衛生業務を担う保健師や臨床検査技師等の専門職員の減少や感染症対策のための機能低下などが著しいこと、感染症病床の削減等も影響しているとした▼公務職場の人的・組織体制が成り立たなければ憲法で保障する住民の生存権を守ることはできない。職場実態で課題を共有し、改善が必要と訴える地道な労働運動の積み重ねるためにも、改めて組合員の「つながり」を大切にした取り組みを進めよう。

5.3 憲法記念日に寄せて 私たちの憲法を振り返ろう

5月3日に73年目の憲法記念日を迎えました。新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの暮らしや諸権利が危機を迎えています。雇用主の業績悪化で非正規労働者の雇用が打ち切られる、アルバイト先が失われ、学費を賄えず就学継続できない学生などの悲痛や不安の声も後を絶ちません。憲法が保障する生存権や幸福追求の諸権利を大切に

要があります。こうした状況だからこそ、改めて憲法が保障する基本的人権を一人ひとりが尊重し、暮らしを取り巻くあらゆる分野において、憲法理念が実感できる社会をめざすべく、憲法を振り返ることが大事といえます。各市民団体では、次のURに憲法を守り、活かす取り組みを広めています。ぜひアクセスをし、憲法を振り返ってみませんか。

憲法を考える市民団体のURL (主なもの)

- 活憲いわての会 (Facebookページ)
<https://ja-jp.facebook.com/katukeniwate/>
山中俊介代表 (弁護士)・社民党県連小西代表のメッセージ動画を配信しています
 - 憲法を考えるサイト「憲法・いま・みらい」
<http://kenpou-mirai.com/>
香山リカさんなど著名人が憲法の考えを寄稿しています。
 - 平和といのちと人権を！5.3憲法集会2020
<https://www.youtube.com/watch?v=yG0pcSFR4h0>
今年の集会はYouTube配信となっています
- ※いずれもネットでキーワード検索してヒットします！



▲連合岩手による知事への申し入れのようす



▲社民党の知事への申し入れのようす

働く者・生活者への支援拡充を(連合岩手) 憲法理念に基づき県民生活の安全・安心の確保を(社民党)

5月1日、連合岩手は新型コロナウイルス対策に係る知事への緊急要請を行った。要請事項は、県内経済に対する支援、雇用維持対策の強化、医療・福祉・介

護現場への支援、労働者の感染防止のためのガイドライン策定、妊産婦等リスクの高い労働者への配慮などの11項目。佐藤事務局長(県職労出身)が趣旨説明

同日、社会民主党県連合も知事あて要請書を提出。小西代表(県議会議員・県職労推薦)は、憲法に規定する基本的人権を尊重し、県民生活の安全・安定を確保するよう要請すると訴えた。

北上支部が2020年度体制を確立

支部長に仲條真介さん(農研センター分会)

県職労北上支部は4月28日、2020年度の新体制を確立した。

新支部長には仲條真介さん(農研センター分会)が選出された。



仲條 真介 支部長

支部長 眞介 (農研センター分会)
副支部長 小野 浩司 (養蠶部)

書記長 菊池真奈美 (農薬大学校分会)
書記次長 柴田 竜人 (北岩精糖分会)

執行委員 鈴木 元 (農研センター分会)
吉田 徳子 (農研センター分会)
白木 正俊 (農研センター分会)
和賀 佳子 (中津養蠶部)

堀間 久己 (農業大学校分会)
田村 嘉伸 (養蠶部)

会計監事 守谷 康 (北主センター分会)
梅澤 学 (生工研分会)

「労働組合」は「仲間どうしの助けあい」 ◆組合員と家族の生活を守る◆ 『じちろう』共済を利用しましょう!!

継続・新規の申込は、6月15日(月)です。手続きをお忘れなく!



仲間どうしの助けあいが大事だよ!!

18世紀にイギリスで産まれた。その当時の労働者は業革命がスタートしました。低賃金・長時間労働で厳しい働かされ方を強いられていました。特に病気やケガとなった場合の保障もなく、仕事を失うことがありました。そのため、労働者がお金を出し合い、仲間同士が助け合うことにしました。労働組合の起源であり、その始まりは共済活動(自主福祉活動)だったので、労働組合の活動の柱は賃金・労働条件の改善と共済活動の両輪とされています。

団体生命共済十四つの内容で構成

じちろうセット共済は、①団体生命共済、②長期共済・税制適格年金、③こども保障満期金付タイプ、④住まい共済、⑤交通災害共済の5つで構成。組合員・ご家族の安心を保障します。

「団体生命共済」

病気等の入院・通院のほか、成人病特約への給付などもセット。ライフスタイルに応じてコースを選択することができ、(年1回)

《若年層型(T型)がポイント》

30歳以下の組合員限定で見直しができます。さらに掛金は年齢に応じて上昇することはありません。

「住まい共済」

火災・風水害・地震などのさまざまなリスクに対応します。加入条件等の詳細は職場配布されますパンフレット等に記載しておりますので、加入や保障内容の変更をご検討いただきますようお願いいたします。

の若年層型があります。死亡・重度障がい保障額を抑えて掛金負担を軽減していること、入院・通院もサポートします。通常型(H型)では掛金負担が大きいと思っっている方は若年層型の加入もご検討ください。

「長期共済・税制適格年金」

退職時に備え、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後の保障(年金・医療・遺族保障)を選択できます。早めの加入で無理なく退職後の保障のための資金を確保できます。

団体生命共済 通常型	
■掛金と保障の例 (例えば、月々4,920円)でこのような保障が受けられます。)	
死亡・重度障がい	1,000万円
不慮の事故・感染症による死亡(災害障害共済金)	死亡2000万円、身体障害状態1000万円~40万円
不慮の事故による入院(初日から180日限度)	日額5,000円
不慮の事故による通院(初日から60日限度)	日額2,500円
病気による入院(初日から180日限度)	日額5,000円
病気による退院後の通院(初日から60日限度)	日額2,500円
5大成人病での入院(入院5日目から360日限度)	日額5,000円
手術(所定の手術1回につき、手術の種類に応じて)	20万円・10万円・5万円のいずれか
傷病障がい/肝臓変または慢性肺炎と診断	50万円
臓器提供のための手術	10万円
診断料補助	5,000円
団体生命共済 若年層型(30歳以下の組合員限定)	
■掛金と保障の例 (例えば、月々2,540円)でこのような保障が受けられます。)	
死亡・重度障がい	500万円
不慮の事故・感染症による死亡	1,000万円(上記500万円を含む)
入院(1日以上初日から)	日額3,000円
不慮の事故による入院前・退院後の通院(1日以上初日から)	日額1,500円
不慮の事故による通院(入院を伴わないとき、5日以上初日から)	日額1,500円
病気による退院後の通院(連続5日以上入院後の退院を初日から)	日額1,500円
手術(所定の手術1回につき、手術の種類に応じて)	12万円・6万円・3万円のいずれか
傷病障がい/肝臓変または慢性肺炎と診断	50万円